

MY企業年金通信

No. 2017-01

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【退職給付会計関連】2017年3月期の割引率の状況について	厚年基金	D-B	D-C	その他

当社で受託している退職給付債務計算サービスにおける計算結果等をもとに、2017年3月期の加重平均割引率を当社にて算出しましたので、結果をご報告します。

なお、この割引率は、各企業が選択した債券の種類（国債または優良社債）に応じた2017年3月末時点の当社作成のイールドカーブに基づき、デュレーションアプローチによる加重平均割引率として算出したものであり、割引率に関する重要性基準等は考慮しておらず、実際に各企業が適用した割引率とは異なる場合があります。

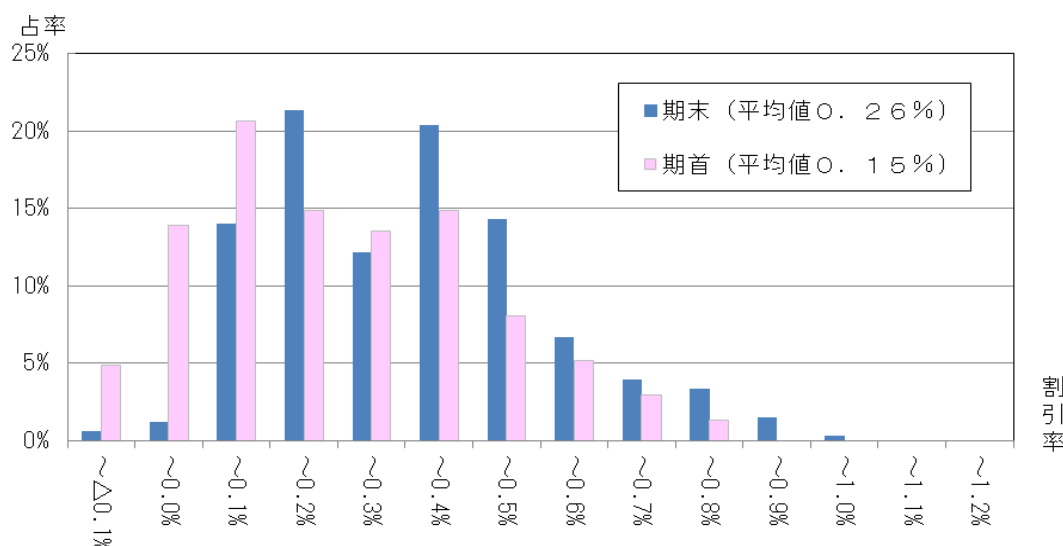
ポイント

- 2017年3月期の割引率は平均0.26%となり、期首に比べ平均0.11%高い水準になっています。
- これは、昨年に比べて、債券の利回りが上昇したことが主な要因であると考えられます。

（１）期末の割引率の状況

期末および期首の割引率を比較すると、期末は平均0.26%で、期首に比べ平均0.11%高い水準となっています（図1）。期首では、割引率が0%を下回っている割合が全体の19%となりましたが、期末では全体の2%ほどと期首に比べて減少しています。

【図 1】 期末および期首の割引率



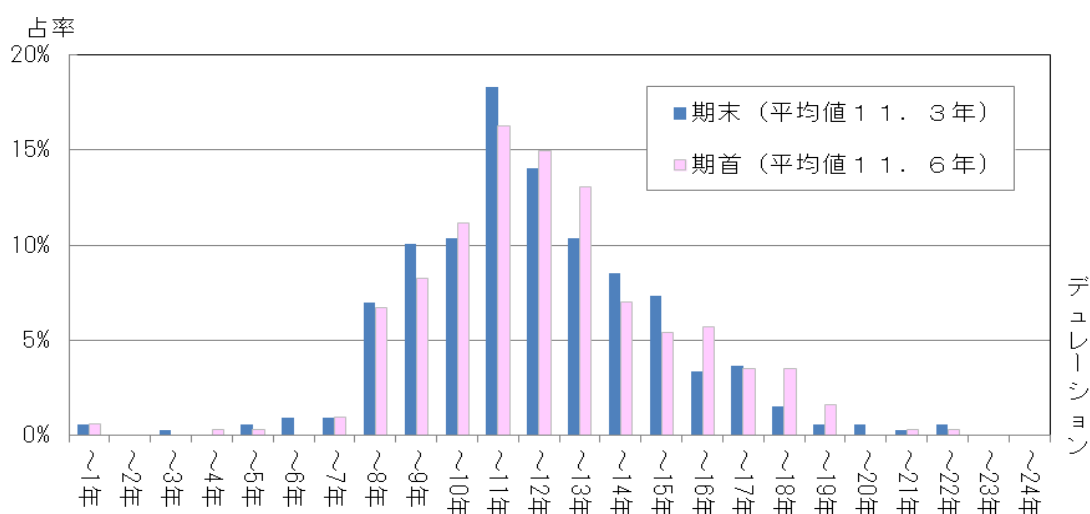
(注) イールドカーブについては、期末は 2017 年 3 月末時点、期首は 2016 年 3 月末時点の当社作成のイールドカーブ（国債／優良社債）を使用しています。

(2) 割引率の上昇要因

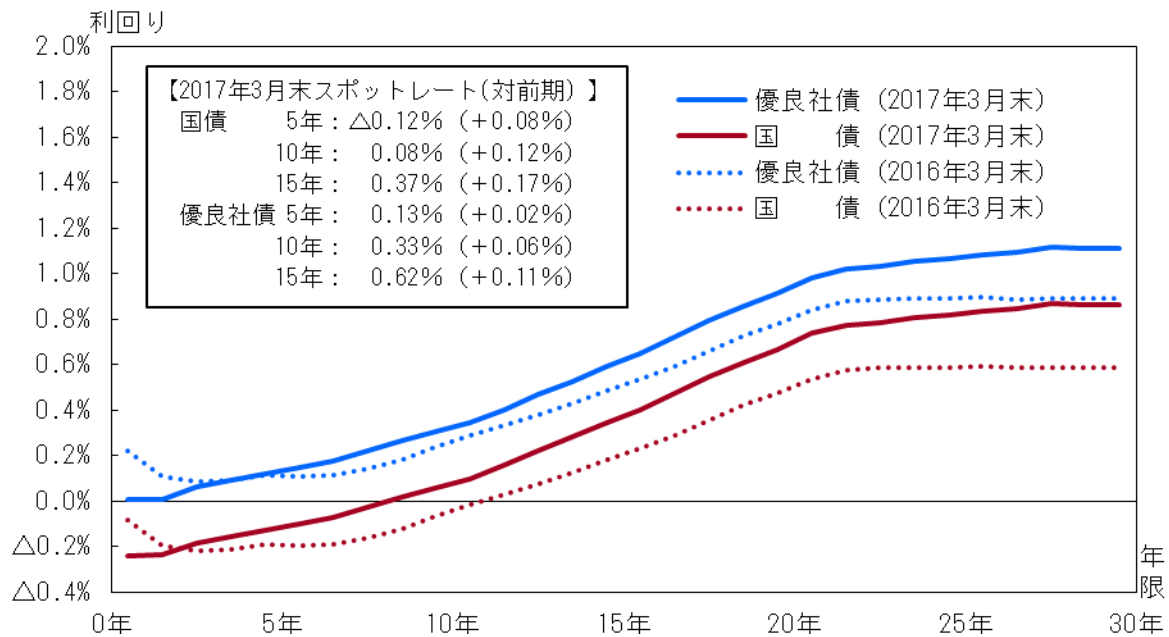
デュレーションアプローチの場合、割引率の変動要因は、デュレーションの変動とイールドカーブの変動に分けることができます。

期末におけるデュレーションは、期首と比べ若干短くなっているものの大きな変動はなく、割引率への影響は限定的と考えられます（図 2）。一方で、イールドカーブについては、日本銀行による金融緩和の新しい枠組みの導入等により、期首に比べ若干上昇しており、割引率の上昇の要因になっていると考えられます（図 3、図 4）。

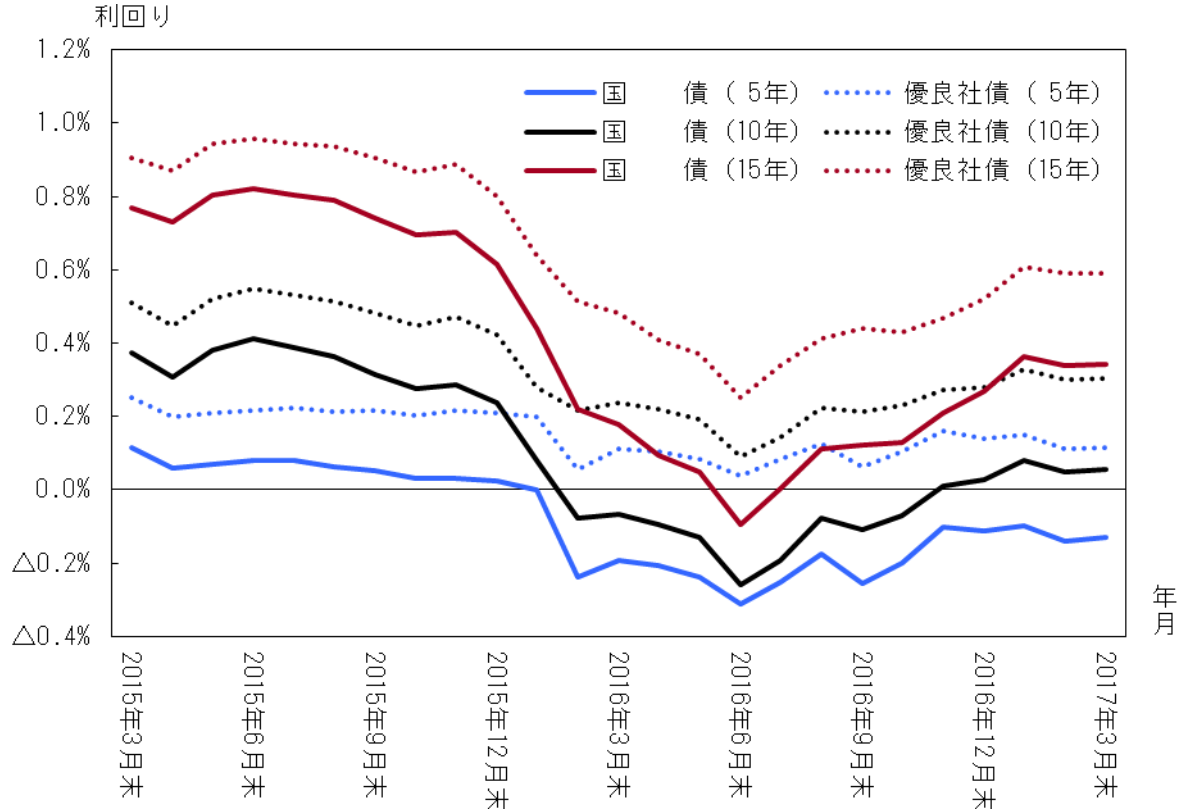
【図 2】 期末および期首のデュレーション



【図3】当社作成の国債および優良社債のイールドカーブ



【図4】当社作成の国債および優良社債のイールドカーブの推移



(3) マイナスの割引率について

退職給付債務の計算に用いる割引率については、債券の利回りがマイナスとなっている場合、マイナスとなった利回りをそのまま用いる方法と、ゼロを下限とする方法が考えられます。これについて、2017年3月29日に企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）から実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」が公表されました。

この実務対応報告によりますと、退職給付債務の計算における割引率について、2018年3月30日に終了する事業年度までは、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれも認められることとなりました。なお、2018年3月31日以降に終了する事業年度での取り扱いに関しては、引き続き検討が行なわれる予定です。

(4) 国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の従業員給付の開示について

日本取引所グループによると、2017年4月現在、ＩＦＲＳ適用済企業数は111社、ＩＦＲＳ適用決定企業数は31社となっており、日本においても徐々にＩＦＲＳを適用する企業が増えてきています。

退職給付会計に関しては、国際会計基準（ＩＡＳ）第19号「従業員給付」が適用されますが、この「従業員給付」における開示について、特に日本基準では開示不要であって、新たに数理計算が必要と思われる事項に焦点をあててみます。

①数理計算上の差異の内訳

数理計算上の差異は日本基準でも開示項目になっていますが、ＩＡＳ第19号「従業員給付」では、負債側の数理計算上の差異の内訳として、「人口統計上の仮定の変更により生じる差異」と「金融経済（財務）上の仮定の変更により生じる差異」も開示する必要があります。

「人口統計上の仮定の変更により生じる差異」とは、死亡率、退職率や一時金選択率などの変更により生じる差異のことであり、「金融経済（財務）上の仮定の変更により生じる差異」とは、割引率や予想再評価率などの変更により生じる差異のことです。

②感応度分析

重要な数理計算上の仮定のそれぞれについて、確定給付制度債務（日本基準における退職給付債務に相当するもの）がどのように影響を受けるか（感応度分析）を開示する必要があります。

何が「重要な数理計算上の仮定」に該当するかは、制度内容などを踏まえて各企業で検討を要しますが、ＩＦＲＳを適用している多くの企業が割引率の感応度分析を開示している状況からすれば、割引率は「重要な数理計算上の仮定」と位置付けられているものと考えられます。

以上